

## 平成 27 年度 第 1 回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成 27 年 6 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分 ～ 午後 3 時 00 分
会 場	市役所第二庁舎 10 階 講堂
出席者	委員 21 名（欠席者 3 名） 事務局 14 名 報道関係者 2 名
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 新委員紹介</li> <li>4 諮問</li> <li>5 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諮問事項                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 長野市障害者基本計画の中間見直しについて</li> <li>イ 地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて</li> <li>ウ 障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について</li> <li>エ 平成 28 年度 長野市の保育所等利用者負担額について</li> <li>オ 長野市遺児等激励金の廃止について</li> </ol> </li> <li>(2) 専門分科会長報告                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 平成 27 年 1 月 16 日付け福祉医療費給付金臨時専門分科会付託 長野市の福祉医療制度の見直しについて</li> </ol> </li> <li>(3) その他                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 平成 26 年 5 月 29 日付け地域福祉専門分科会付託 第三次長野市地域福祉計画の策定状況について</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>
諮問	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 諮問             <p>加藤市長から次の 5 項目について諮問された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野市障害者基本計画の中間見直しについて</li> <li>(2) 地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて</li> <li>(3) 障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について</li> <li>(4) 平成 28 年度 長野市の保育所等利用者負担額について</li> <li>(5) 長野市遺児等激励金の廃止について</li> </ol> </li> </ol>

	<p>5 議事</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>ア 長野市障害者基本計画の中間見直しについて 事務局から資料に基づき説明があり、障害者福祉専門分科会へ付託された。 【質疑応答】 なし</p> <p>イ 地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて 事務局から資料に基づき説明があり、障害者福祉専門分科会へ付託された。 【質疑応答】 委員： 資料 No. 2-3 に、障害福祉サービスの利用者負担で市民税非課税世帯が 0 円とあるが、どの位の収入で市民税課税、非課税の境目になるのか。また、低所得と一般の境目も教えて欲しい。</p>
<p>議事</p>	<p>また、利用者負担 0 円の人がどの位、利用者負担がある人がどの位いるのか、その辺のところを分かりやすく説明して欲しい。</p> <p>事務局： 世帯の構成や控除によっても違うが、例として、所得区分の低所得の利用者負担 0 円は、3 人世帯で障害基礎年金 1 級受給の場合は、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となる。一般 1 の障害者の市民税所得割額 16 万円未満の 9,300 円は、収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象となる。</p> <p>平成 27 年 4 月の人数でいうと、障害福祉サービスについて、全体で 2,588 人の利用で、利用者負担 0 円の人が 2,337 人で 90.3% と一番多く、4,600 円の人が 75 人、9,300 円が 121 人、37,200 円が 55 人。利用者負担がある人は概ね 1 割位となる。</p> <p>児童福祉法のサービスについては、全体で 448 世帯、利用者負担 0 円が 50 世帯、4,600 円が 360 世帯で 80.4%、37,200 円が 38 世帯。障害児については、親の収入が世帯の収入になるので、利用者負担がある人が多くなっている。</p> <p>ウ 障害者の在宅福祉介護料等の支給のあり方について 事務局から資料に基づき説明があり、障害者福祉専門分科会へ付託された。 【質疑応答】 委員： 資料 No. 3-2（1 在宅福祉介護料について(5) 支給の状況）に関連して、高齢者の在宅福祉介護料の支給事業の実績はどの位か。 事務局： 配布資料「安心いきいきプラン 2 1」により、在宅福祉介護料の支給事業の実施状況を説明 委員： 6 ヶ月以上の在宅であることについて、どのような基準なのか？ 事務局： 7 月 1 日基準日で在宅であること、さかのぼり 1 年間で 6 ヶ月以上在宅であること。施設入所や入院の期間が在宅から除かれ、高齢者も同様である。</p>

議事

エ 平成 28 年度 長野市の保育所等利用者負担額について  
事務局から資料に基づき説明があり、児童福祉専門分科会へ付託された。

【質疑応答】

委員：保育所と、新制度に移行する幼稚園と、移行しない幼稚園では保護者の負担額に違いはないのか。

事務局：現実的には新制度に移行しない幼稚園が多いという状況である。もともと幼稚園は保育所と違い、保護者の就労を要件としてないということから、預かる時間自体も保育園とは違う中で、利用者負担の金額自体の考え方も違う。同じ考え方で突合せはできないが、本市で幼稚園を利用していた皆さんには就園奨励費という形で補助金を払って所得の多寡によって調整している。昨年度の審議会では、就園奨励費を交付した後の実際の保護者の負担を、新制度に移行する幼稚園の利用者負担にしてはどうかというご意見もあり、審議いただいた結果が現在の料金表となっている。

委員：実態としては、主体的な判断というよりは財政面等により移行できる幼稚園と移行できない幼稚園があるなかで、長野市も広くて必ずしも保育所が充実してなくて幼稚園に頼らざるを得ない区域があるとすると、その区域における幼稚園が、選択ではなく保育所機能を持つことが困難であるという状況になったときに、その区域の人はこの制度を十分に享受することができないのではという懸念があるが、この辺りはいかがか。

事務局：おそらく認定子ども園のことと思うが、幼稚園単体については、これまでのままで特に保育機能を持たなくても、新制度に移るか移らないかの選択ができるということが前提としてある。また、長野市においては、現在、待機児童が発生していない状況であり、地区ごとに細分化すると多少、需給のバランスが悪いということもあるが、特に認定子ども園に移行しないことによる弊害の発生はないと思っている。

委員：人口減少対策をするなかで、保育料が若年層以上の人たちの人口移動に地域の経済的インセンティブになっていることがわかっている。そのなかで他都市と比較して、この保育料がどうなのか、そういうデータみたいなものがあれば教えていただきたい。

事務局：国基準と比較して全階層平均で長野市は 28%軽減している。中核市等との比較はないが、県内 19 市の比較のなかでは、軽減が多いところでは 30%、35%軽減というところもあるが、全県的には軽減率 27~28%くらいと思うので、真ん中くらいということになる。

オ 長野市遺児等激励金の廃止について

事務局から資料に基づき説明があり、児童福祉専門分科会へ付託された。

【質疑応答】

委員：(資料 5 の)「ひとり親家庭の正規就労に向けた自立支援策や子育て支援策

議事

充実させていきたい」とあるが、廃止してから充実させるという形になるのは困る。自立支援策、就労支援策が具体的に進んでいて、廃止に変わるものが実際にはこうだと言われるのが一番いい。長野市子ども・子育て支援事業計画（95 ページ）で実際にそういう人たちが正規就労にどう繋がっていくのか、対策としてどうするのか説明してもらいたい。

事務局：予算の関係が絡む話だが、一例では高等職業訓練促進給付金等事業があり、これは国庫から4分の3出る事業である。就職する際に有利な資格（看護師、作業療法士、理学療法士など）を養成機関で取得する際の修学期間中に、生活の負担軽減を図るために支給する。非課税世帯には月額100,000円、課税世帯には月額70,500円を2年間支給している。資格を取得するためには履修期間が3年のものが多いので、支給期間を市の単独事業でさらに1年間延長したらどうかと現在考えている。

委員：私の住んでるところに、専門学校があるが、授業料は大学並みの金額であり、年齢的にも高校生卒業して若い人が必死にやり、実習やっても途中で行けなくて何人かやめていく人がある。今言われたことは、きれいだけど、現実には支給と援助との関係でいけば、なかなか難しいのではないかと。現実には制度で何人対象になって、20人、30人という方が受給して生活維持もできて、資格も取って就職もできるという具体的な例があればいいが、どうか。

事務局：平成24年度は、支給者数が41人、就業者数が23人となっている。平成24年度までは国の制度も3年間支給していたが、平成25年度から支給が2年間になってしまった経過があり、平成25年度は支給者数が20人、就業者数が7人といった傾向になっている。

(2) 専門分科会長報告

ア 平成27年1月16日付け福祉医療費給付金臨時専門分科会付託

長野市の福祉医療制度の見直しについて

分科会長から報告、事務局から補足説明があり、報告どおり決定された。

【質疑応答】なし

(3) その他

ア 平成26年5月29日付け地域福祉専門分科会付託

第三次長野市地域福祉計画の策定状況について

分科会長から報告があり、事務局から補足説明された。

【質疑応答】なし